

障害者雇用に取り組む企業を総合的にサポート

ご利用は
無料
です!

あいち障害者雇用

ウインクあいち17F
あいち労働総合支援フロア内

総合サポートデスク

愛知県と愛知労働局が一体となって、地域の障害者就労支援機関と連携し、障害者雇用に取り組む企業をサポートします!

障害者の受入れから職場定着に関する相談まで、障害者雇用に取り組む企業の課題に応じて、迅速かつきめ細かく対応します。

<各種イベントのお知らせ>

様々な機関と連携し、情報提供や課題解決につながるセミナーなどを開催しています。

サポートデスクのホームページにて、各機関のイベントやセミナー情報を随時更新していますので是非ご覧ください。

- ・面接会 10月16日 愛知県障害者面接会
 12月上中旬 愛知県精神障害者支援つき面接会（開催予定）
- ・企業支援者向け勉強会
- ・事業主支援ワークショップ など

サポートデスク職員が一丸となって障害者雇用に取り組む企業を支援します。

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38 ウインクあいち（愛知県産業労働センター）17階 あいち労働総合支援フロア内

TEL: 052-583-1010 FAX: 052-583-1011 MAIL: supportdesk@mmg.jp

利用時間：月曜日～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前10時～午後5時（日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）



愛知労働局



animo
STYLE

※本事業の運営の一部をMan to Man Animo(株)が受託しています。

ご存じですか？

障害者法定雇用率と雇用における障害者の算定方法が変わります。

令和6年4月から障害者法定雇用率が2.5%に、令和8年7月には2.7%へと段階的に引き上げられ、対象事業主の範囲も37.5人以上となります。これにより多くの企業に障害者雇用の義務が生じます。また、この4月から精神障害者の算定特例が延長されたとともに、今後、週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定ができるようになります（令和6年4月以降）。これらの施策によって、今以上に障害者雇用への関心が高まるとともに、新たな課題への対応も必要となります。

■サポートデスクの支援メニューの拡充のため、障害者法定雇用率の引き上げなどに関するアンケートへのご協力をお願いします。右の二次元コード、URLのアンケートフォームからご回答ください。

ご回答期限：7月31日（月）

本アンケートはサポートデスクの事業の参考として使用し、それ以外の目的には利用しません。

また、アンケートの実施は本事業の運営を受託するMan to Man Animo(株)が行っています。



<http://prt.red/5/enquete>

愛知県中小企業応援 障害者雇用奨励金

障害者雇用の経験のない中小・小規模企業の事業主が、障害者を初めて雇用した場合（過去3年間に対象労働者の雇用実績がない場合も含む。）に奨励金を支給します。
初めて障害者を雇用された事業主様はぜひお問い合わせください。

※就労支援 A 型の事業を実施している事業主様は対象外です。

▼支給額（1事業主当たり）

対象労働者の区分	支給額
短時間労働者以外の労働者（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 短時間労働者（精神障害者）	60万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	30万円

※短時間労働者以外の労働者とは1週間の所定労働時間が30時間以上の者、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう。

申請期限を過ぎた場合は支給対象となりませんのでご注意ください

▼申請期限

対象となる障害者の雇入れ日から6か月経過した日の翌日から
起算して2か月以内に必要な書類を添えて支給申請書を提出してください。



令和4年12月1日雇用の場合

R1 12/1	R4 11/30	雇用 12/1	R5 5/31	R5 6/1	R5 7/31
過去3年障害者が働いていない		雇用6か月	申請期間2か月		

この期間に別の障害者が働いている場合は、支給対象になりません。

▼申請方法など

愛知県就業促進課の Web サイトに掲載の「**申請の手引き**」をご覧ください。

【Web サイト】<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/ouen.html>

愛知県障害者奨励金

検索



スマートフォンからも
ご覧いただけます。

▼問合わせ先

愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

T E L 052-954-6367（ダイヤルン）

F A X 052-954-6927

〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2（愛知県庁本庁舎 2 階）

まずは、お気軽にお電話で
お問い合わせください！